資料１－３

第３次三重県男女共同参画基本計画の体系

※下線部は「女性活躍推進法」に基づく都道府県推進計画に位置づける項目

※★部分は「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」に基づく計画に位置づける項目

（目標）	（基本方向）	（基本施策）	（施策の方向）
男女共同参画社会の実現	Ⅰ　職業生活における女性活躍の推進	Ⅰ－Ⅰ　雇用等における女性活躍の推進	1　女性の参画拡大に向けた企業等への支援 2　男性中心型労働慣行の見直しとワーク・ライフ・バランスの実現 ★3　誰もが能力を発揮できる環境の整備 4　女性の再就職支援
		Ⅰ－Ⅱ　自営業における女性活躍の推進	1　農林水産業における方針決定の場への女性の参画促進 2　農林水産業における女性の能力発揮に向けた環境の整備 3　起業家等に対する支援
		Ⅰ－Ⅲ　仕事と子育て・介護が両立できる環境整備の推進	1　多様なニーズに対応した子育て支援 2　男性の育児参画の推進 3　介護を支援する環境の整備
	Ⅱ　男女共同参画を推進するための基盤の整備	Ⅱ－Ⅰ　政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	1　県の審議会等委員への女性の参画 2　県における女性職員等の登用 3　市町等への働きかけ
		Ⅱ－Ⅱ　男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	★1　男女共同参画に関する広報・啓発の充実 ★2　学校等における教育の推進 ★3　生涯を通じた学習機会の充実
	Ⅲ　誰もが安心して暮らせる環境の実現	Ⅲ－Ⅰ　多様な主体の参画・活躍に向けた支援と環境の整備	★1　自立のための支援 ★2　多様な主体の参画・活躍に向けた環境の整備 ★3　女性をはじめ多様な人々の視点に立った防災・減災活動の推進
		Ⅲ－Ⅱ　家庭・地域における活動の推進と健康の支援	1　家庭、地域、職場におけるバランスのとれた生活への支援 2　生涯にわたる健康の管理・保持・増進の支援 ★3　性と生殖に関する健康支援の充実
		Ⅲ－Ⅲ　男女共同参画を阻害する暴力等に対する取組	★1　関係機関の連携による支援体制等の整備 ★2　配偶者等からの暴力の防止に係る対策の推進 ★3　性犯罪、性暴力、ストーカー対策等の推進
	計画の推進		★1　県の推進体制の充実と率先実行 ★2　三重県男女共同参画審議会による施策評価の実施等 ★3　市町、高等教育機関、企業・団体等との協創 ★4　男女共同参画センター「フレンテみえ」の機能の充実